

土浦市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和6年3月27日付け土浦市監査委員告示第5号で公表した令和5年度定期監査結果報告書に基づき、土浦市長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和6年7月11日

土浦市監査委員 市 原 和 弘

土浦市監査委員 寺 内 充

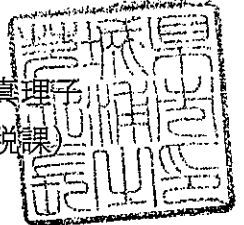




土課発第 256号
令和6年6月25日

土浦市監査委員 市原 和弘 殿
土浦市監査委員 寺内 充 殿

土浦市長 安藤 真理子
(担当課：課税課)



令和5年度実施の定期監査の結果に基づく措置状況について（通知）

定期監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第1.4項の規定により通知します。

記

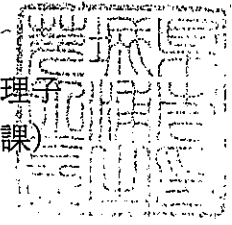
監査の結果 (指摘事項)	現年度分の軽自動車税に係る課税保留によって滞納繰越分の軽自動車税の調定の取消しをしていた。 軽自動車の課税保留処分等事務取扱要綱によれば、軽自動車の所有者等が死亡し、相続人が不明の場合は、相続人の不明が判明した日の属する年度の翌年度から課税保留を開始し、課税保留が継続して3年を経過したときに課税保留を開始した年度を初年度として4年度目に課税取消しするとされているが、相続人の不明が判明した日の属する年度の翌年度分の課税保留を決定した時点で、それ以前の滞納繰越分の軽自動車税の調定の取消しをしていた。 当該要綱の規定によれば、滞納繰越分の軽自動車税については、課税取消しの対象ではないので、改めて調定すべきであるし、仮に回収できないのであれば、不納欠損処分を行うべきものであるため、適正に処理されたい。
講じた措置の内容	指摘をいただきました当該軽自動車税の調定を改めて行いました。今後も回収できない場合は、不納欠損処分を行います。



土課発第 257号
令和6年6月25日

土浦市監査委員 市原 和弘 殿
土浦市監査委員 寺内 充 殿

土浦市長 安藤 真理子
(担当課：課税課)



令和5年度実施の定期監査の結果に基づく措置状況について（通知）

定期監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

監査の結果（指摘事項）	相続人の不明を理由に個人市民税に係る調定の取消しをしていた。 個人市民税の令和5年度の滞納繰越分並びに令和4年度の現年度分及び滞納繰越分について、課税対象者が死亡し、その相続人が不明な場合は、当該課税対象者に係る個人市民税の調定を相続人が不明であることを理由に取消しをしていた。 相続人が不明であるため、債権の回収が困難なことは理解できるが債権を消滅させるためには、不納欠損処分が必要であるため、当該個人市民税に係る調定を改めて行い、必要に応じて不納欠損処分を行うべきである。
講じた措置の内容	指摘をいただきました当該個人市民税の調定を改めて行いました。今後も回収できない場合は、不納欠損処分を行います。